

中山町商工会青年部キャラクター使用取扱要綱

(目的)

第1条 この規程は、中山町商工会青年部キャラクター「すもものしずくちゃん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、中山町商工会青年部会(以下「本会」という。)に属する。

(使用手続)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、本会が主体となって実施するイベント等で使用する場合を除き、あらかじめ中山町商工会青年部キャラクター使用届出書(様式第1号)を部長に提出しなければならない。

2 部長は、第1項の規定による申請を受け、キャラクターの使用の承諾をしたときは、中山町商工会青年部キャラクター使用承諾通知書(様式第2号)を、承諾しなかったときは中山町商工会青年部キャラクター使用不承諾通知書(様式第3号)を、当該申請を行ったものに交付するものとする。

3 部長は、必要があると認めるときは、キャラクターの使用について条件を付すことができる。

4 キャラクターを使用した商品等については、完成後、速やかにこれを提出するものとする。ただし、当該商品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

(キャラクターの使用)

第4条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 本会の信用又は品位を害するものと認められる場合

(3) 第三者の利益を害するものと認められる場合

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

(5) キャラクター等のイメージを損なう、又は損なうおそれのある場合

(6) 前条の規定による承諾を受けずに営利を目的として使用する場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当と部長が認める場合

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、当分の間、無料とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 キャラクター使用の承諾によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

(違反等に対する取扱い)

第7条 部長は、使用者がこの要綱に違反した場合は、キャラクターの使用の取消し又は必要な指示等を行うことができる。

2 部長は、前項の規定によりキャラクターの使用を取り消したときは、使用を取り消された者に対し、中山町商工会青年部キャラクター使用取消通知書(様式第4号)を速やかに交付するものとする。

3 部長は、第1項の規定によりキャラクターの使用を取り消した場合において、使用を取り消された者に生ずる損害については、その責めを負わないものとする。

(責任の制限)

第8条 使用者がキャラクターの使用によって第三者に与えた損害又は損失について、本会は損害賠償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。(事務)

第9条 この要綱に関する事務は、中山町商工会青年部において処理する。

第10条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、部長が別に定める。

(業務利用・商用利用(グッズ作製に関して))

第11条 個人・企業・法人・団体等の別を問わず、事前の申請による青年部部長の許可を得て、発注者様と中山町商工会青年部との共同作製のみとする。又著作権は青年部にあり、発注先の決定も付随して青年部の権限とする。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。一部改正